

【取扱注意】



登録講習機関申請に係る JUIDAサポートプランに関する詳細について

2022年8月23日(火)
8月24日(水)

一般社団法人 日本 UAS 産業振興協議会





JUIDAサポートプランに関する詳細説明

JUIDA経営企画室 室長 田口直樹

JUIDAサポートプランに関する詳細に関するアジェンダは以下のとおり。

1. 登録講習機関登録に係る手続きの具体的な説明
2. 登録に関する書式と添付資料の詳細説明
3. 講習開始までにJUIDAがスクールに提供する内容
4. JUIDA契約方法ご説明
5. 適合性評価チェックリストご説明
6. 行政書士代行サービスについてのご説明
7. FAQご回答

1. 登録講習機関登録に係る手続きの具体的な説明【取扱注意】

1. 登録スケジュール
2. 全体スケジュール
3. 登録申請における全体の流れ(登録手続き)
4. 登録申請の方式
5. 登録申請に向けスクールが行うべきこと
6. 登録申請に必要な書類について

1-1 . 登録のスケジュールについて

【取扱注意】

登録にあたってのスケジュールは以下のとおり。

12月5日から講習を開始する場合のスケジュールと対応事項について



- ①について、10月末頃に登録が完了している必要があるため10月初旬頃までに申請を行う必要がある。
- ②について、11月末頃までに登録が完了している必要があるため11月初旬頃までに申請を行う必要がある。
- ③④について、12月5日まで(届出の航空局確認完了まで)に受講が完了している必要がある。

※1 ①、②の申請から手続き完了まで約1か月を要する。

※2 講習開始は12月5日であり、12月5日から講習を開始するためには上記①～④を期日までに対応する必要がある。

1-2 . 全体スケジュール

【取扱注意】

ライセンス制に関する主なマイルストーンとスケジュールは以下のとおり。

<ライセンス制度に関するスケジュール>

	8月	9月	10月	11月	12月	12月以降
マイルストーン	<ul style="list-style-type: none"> ■スクールとの契約後 ・JUIDAサービス提供開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■9月5日 ・事前登録開始 	-	<ul style="list-style-type: none"> ■11月上旬提出期限 ・登録講習機関の登録関連書類 ・無人航空機講習事務規程の届出 ■11月末修了期限 ・講師養成講座 ・指定試験機関講習 	<ul style="list-style-type: none"> ■12月5日 ・新制度施行 ・法律省令等施行 ・国家ライセンス教習開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■年度末 監査業務完了
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・JUIDAと契約 ・登録の為の各種準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師養成講座受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師養成講座受講 ・管理者講座受講 ・指定試験機関による審査員研修の受講 ・システム導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録講習機関として業務開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査業務開始(年度毎) ・試験対策開始 ・講習対象外の限定解除項目(25キロ以上)への講習実施対応 ・システム機能拡張検討

1-3 . 登録申請における全体の流れ（登録手続き）【取扱注意】

登録申請の大まかな流れは以下のとおり。

<登録手続き>

	概要	媒体	実行日
①	gBizIDの取得	WEB	登録の申請を行う日までに
②	添付書類の作成 (一部書類準備にはgBizIDによる本人確認必要)	-	
③	各種情報を入力し、申請する	DIPS	登録の申請を行う日
④	添付書類を送付する	メール	
⑤	無人航空機講習事務規定の届出を行うため 必要書類を準備する	-	届出を行う日までに
⑥	必要書類を送付する	メール	届出を行う日

登録講習機関登録に向けての方式は、以下2通りの方法がある。

<2つの方法>

スクール自ら実施する場合

- 書類作成・添付書類準備
・申請の全てを、
自己責任の元実施する
必要がある。
- また、書類不備がある
場合申請受理されず、
再申請の必要がある。

又は

行政書士代行サービスを利用する場合

- JUIDAの登録支援サービスとして、
**ドローン関連の申請に精通した
行政書士代行サービスを提供している。**
- 行政書士代行サービスを利用の場合、
スクール側で行政書士に提出する必要情報の
準備のみ行い、**書類作成・申請は行政書士が
全て実施する。**

1-5 . 登録申請に向けスクールが行うべきこと

【取扱注意】

9月5日講習機関の登録開始に向けてスクール側で準備すべき作業は以下のとおり。

① 第二回スクール向け説明会后（8月25日送付予定）

以下資料の記入と提出が必要である。

- 適合性評価チェックフォーム
- JUIDAとの契約書

→受理後、JUIDAサポートプランの提供を開始

② 登録講習機関登録に向けての作業

申請にむけて以下の準備が必要である。

- DIPSへの申請に向けた事前準備
- 申請の添付書類の作成

※行政書士サービスを利用する場合は行政書士に依頼することが可能です

1-6 . ①登録申請に必要な書類について

【取扱注意】

登録講習機関登録に向けて必要な書類は以下のとおり。

<必要な書類等>

必要書類	概要
①DIPS上での入力	• 登録を受けようとする者に関する情報等
②登録に係る添付書類	• 講師や設備等に関する情報等
③登録講習機関登録簿	• 関連する年月日や住所・氏名・名称等
④登録講習機関登録証	

上記①～④それぞれの申請においての必要書類、記入項目の概要については
次頁以降に記載（提出書類の詳細は別紙参照）

1-6 . ②登録申請に必要な書類(9月まで) (1/2)【取扱注意】

登録講習機関登録に向けて必要な書類は以下のとおり。

<9月までに提出が必要な書類>

No	概要	様式・添付書類・準備物・必要情報等
1	登録講習機関登録簿への記載 また、ドローン情報基盤システムによる申請書の提出。	<ul style="list-style-type: none"> ①登録を受けようとする者の名称、住所及びその代表者の氏名 ②登録を受けようとする者が無人航空機講習を行おうとする事務所の名称及び所在地 ③登録を受けようとする法第132条の70第1項の表の上欄に掲げる講習機関の種類 ④登録を受けようとする者が無人航空機講習を開始する日
2		<ul style="list-style-type: none"> ①定款又は寄附行為及び登記事項証明書(提出の日前1年以内に作成されたものに限る) ※1 本人確認の方法は法人共通認証基盤(gBizID)とする。そのため、法人共通認証基盤(gBizID)に登録した情報は一部を省略することができる。 ※2学校等にあつては、学則及び事務所の設置根拠が記載されている規程等を提出
3	3.登録に係る添付書類	②役員全ての氏名を記載した書面、住民票の写し及び履歴書
4		③施設及び設備の概要書(様式2)
5		④講師の条件への適合宣誓書(様式3)等
6		⑤講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別(様式4)

1-6 . ③登録申請に必要な書類(9月まで) (2/2)【取扱注意】

登録講習機関登録に向けて必要な書類は以下のとおり。

<9月までに提出が必要な書類>

No	概要	様式・添付書類・準備物・必要情報等
7	3.登録に係る添付書類	⑥登録申請者の役員が法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類(様式6)
8		⑦修了審査用無人航空機の仕様要件又は機体認証書等 ※修了審査用無人航空機を借用している場合は、賃貸借契約書等の写しを添付するものとする。
9		⑧修了審査用空域図
10		⑨組織図 講師、管理者及びその他講習事務に必要な人員について、講習事務の実施に当たり十分な人員が配置されていることを示す資料を添えて提出すること。
11	登録講習機関登録証の記載	-
12	登録講習機関登録簿	①登録年月日及び登録番号 ②無人航空機講習を行う者の名称、住所及びその代表者の氏名 ③登録講習機関の種類 ④無人航空機講習事務所を行う事務所の所在地 ⑤前四号に掲げるもののほか、省令第4条で定める事項 ⑤-1無人航空機講習事務所を行う事務所の名称 ⑤-2登録講習機関における無人航空機講習の開始日

1-6 . ④登録申請に必要な書類（11月まで）

【取扱注意】

講習開始一月前である11月までに講習事務規定を提出する必要がある。

<12月までに提出が必要な書類>

No	概要	様式・添付書類・準備物・必要情報等
13	講習の方法及び料金等に関する事項に関する 無人航空機講習事務規程	様式8
14	2.無人航空機講習事務規定の届出に係る添付書類	①事務規程 ※事務規定に記載すべき項目は別途案内あり(取扱要領P.35、36)
15		②管理者一覧表
16		③管理者の履歴書及び住民票の写し又はマイナンバーカード等の本人確認書類として認定できるもの
17		④管理者が省令第6条第2号口の規定に該当しないことの本人からの申立書
18		⑤管理者、副管理者(管理者の業務の補助又は代理を行う者。)、講師に関する具体的な業務内容を定めた書類
19		⑥修了審査を受けることのできる者の要件及び修了の要件を記載した書類
20		⑦修了審査の実施方法等を定めた修了審査実施要領
21		⑧管理者及講師に対する研修指導要領 ※登録講習機関管理者・講師に対する研修の内容及び講習の方法が記載
22		⑨実地講習実施計画書 ※講習の日程、講習会場、講習を受ける者の定員及び同時に授業を受ける者の人数が記載。四半期毎に作成。
23		⑩講習に必要な書籍一覧表 ※事務所の区分及び学科講習・実地講習別に、講習に必要な書籍名及び著者
24		⑪緊急時の連絡体制図 ※緊急時における連絡責任者(管理者又は連絡員)及び連絡経路が記載され、各者の電話番号が明記されていること。

2. 登録に関する書式と添付資料の詳細説明

【取扱注意】

登録に際して提出が必要となる書式と添付書類についての詳細説明は別途資料にて行う。

※航空局より発表された
「登録講習機関の登録に関する取扱要領」に沿って解説を行う。

3. 講習開始までにJUIDAがスクールに提供する内容【取扱注意】

以下の内容を提供し、講習の円滑な運営をサポートする。

JUIDAがスクールに提供する内容



①テキスト販売

航空局より出版される教則にJUIDA解説とイラストを加えたものとなっており、より深い理解と知識の定着を促すテキストを提供する。



②システム

国家ライセンスに対応したシステム開発を行い提供する。



③監査

登録講習機関の登録には監査の実施が必須であり、毎年度実施する。



④講師養成

国家ライセンスでは実技と座学ともに既存ライセンス項目にない新規項目がある。

【実技】非常に高度な操縦技術が求められるため、高度な操縦技術を持つ講師による講習が欠かせない。そのためJUIDAより国家ライセンス検定試験基準を満たす講師養成講座の実施を行う。

【座学】新規項目において専門家による解説を行い、ライブまたは録画において配信する。



⑤ひな型提供

規定類のひな型（届け出関係で必要な書類）をJUIDAから提供する。



⑥管理者養成

管理者養成のため、告示別表4に記載の内容についての講座をJUIDAが開催する。

【JUIDAが対応するテキストおよび講師養成】

- ・マルチ1等基本/夜間/目視外
- ・マルチ2等基本/夜間/目視外

※ヘリコプターおよび飛行機、25kg以上については追って対応予定

4. JUIDA契約方法ご説明

【取扱注意】

登録申請の大まかな流れは以下のとおり。

<JUIDAへの対応事項>

	概要	媒体
①	JUIDAよりサービス申込有無記入フォームをスクールへ送信	メール

✓ サービス申込の場合

②	JUIDAが提示する規約への同意書を提出 規約は以下2種類あり、それぞれに対し同意書がある ・ JUIDAサポートプラン ・ 行政書士代行サービス（※希望する場合のみ）	メール
③	②と併せて適合性チェックリストを提出	メール

✓ 条件を満たす場合



条件を満たさない場合は
契約に進むことができない

④	契約を行う。	メール等
⑤	契約完了後、登録の流れに入る。	メール等

※規約、同意書、適合性評価チェックリストは8月25日配布予定

※全体を通じて質問をJUIDA(juida-support@uas-japan.org)に問い合わせることができる

JUIDAとの契約に際し、ご確認と提出が必要となる「適合性チェックリストの説明」は別途資料にて行う。

■ 「適合性評価チェックリスト」概要

JUIDAとの契約時の前提条件として確認を頂くものであり、これを満たさないと登録講習機関としての資格をみたさない。

チェックリスト全てをご確認頂きチェック後にご提出頂く。

以下により、受講生に深い理解と知識の定着を促すテキストを提供する。

国家ライセンステキスト

教則



教則に対応する解説

各分野の専門家が執筆



教則に対応する
イラスト・図

教則

メリット：非常に簡潔にまとめられている。

デメリット：JUIDA既存テキストで伝えてきた解説や、深い内容の提示が少ない。
絵が少なく視覚的な理解を促すことに欠ける。

JUIDA提供「国家ライセンステキスト」

以下により、「教則」のデメリットを補い、受講生に深い理解と知識の定着を促すテキストを提供する。

1. 「教則」の各項目に対応する専門家の解説の提示。
2. 「教則」の各項目に対応する「イラスト解説」を加え、視覚的な理解を深める。

各スクールに提供するシステム詳細は以下になる。

項目	説明
サービス概要	国家ライセンス制度において、登録講習機関の運営に適したシステムの提供を行い、円滑なスクール運営をサポートする。また、JUIDAによる監査は本システムを用いて実施する。
現時点で想定している機能	<p><12月まで> 以下最小限の機能を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">登録講習機関への登録・更新情報管理登録講習機関の届け出情報管理航空局への卒業生情報管理 <p><12月以降> 以下の機能等についても開発着手を行い、提供するサービスの拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">集客、顧客管理、上記以外の運営管理、監査

実施する監査は以下を想定している。

項目	説明
サービス概要	<p>登録講習機関に対し監査を毎年度実施し、3年に一度往査を行う。従来JUIDAが認定スクールに行っていた質問票による検査に合わせて、新たに登録講習機関としての監査内容を反映した質問票を送付する。</p>
サービスの実施内容	<p>現行の監査と同一タイミングで登録講習機関に対する監査を実施する。</p> <p><現行の監査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年JUIDAが認定スクールに質問票を送付 ・各認定スクールが回答した質問票の内容を確認 ・詳細な確認が必要な場合は個別に対応 <p><今後の監査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の質問票送付時と同時に、監査の規程等に沿った質問票を追加で送付 ・回答得た上で、必要があれば個別に対応 ・3年に1度往査を実施

以下の講師養成(座学) の提供を予定している。

項目	説明
サービス概要	11月より、JUIDAが各スクールで座学を担当する講師への養成講座(座学)を提供する。ウェビナー形式で実施する。
サービス内容	<p>国交省の「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示」では、講師に対する研修の内容及び方法の基準について以下のように定めている。 (1等総合学習時間：8時間以上。2等総合学習時間：6時間以上) 1等2等共に同じ講習を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「講師の服務及び心得」 1等2等共に講義又は演習1時間以上。 ② 「無人航空機に関する一般知識」 1等2等共に講義又は演習1時間以上。 ③ 「講習の指導方法(学科)」 1等は講義又は演習5時間以上、2等は3時間以上。 ④ 「修了審査要領(学科)」 1等2等共に講義又は演習1時間以上。 <p>※12月の制度開始前までには複数回実施予定(回数については検討中)</p>

JUIDA提供内容詳細ご説明④講師養成(実技) (1 / 2) **【取扱注意】**

以下の講師養成(座学) の提供を予定している。

項目	説明
講習受講にあたっての 事前準備項目	<ul style="list-style-type: none"> • カリキュラム内容の掲示 • 事前に操縦技能チェック内容を告知 • 最低限の事前自主練習を依頼 • 模擬試験の結果で受講者各々の技量を客観的評価
カリキュラム内容	<ul style="list-style-type: none"> • 操縦技能チェック • スキルにより班分け (初級、中級、上級) • 基礎トレーニング • 応用トレーニング <p>※ 1等は2等の試験内容を含んでいるため、2等から実施とし、その後希望者について1等を実施とする。</p> <p>※ 限定解除について 夜間・目視外については幅広い需要があると考えており、実施については必須と考える。25Kg以上については機体の用意が必要なこと、夜間・目視外に比べれば需要は少ないことから、12月以降の検討とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 試験対策 • 模擬試験
テキスト	実技 1冊 (試験対策を中心に構成)
講習時間	2日 (1等：5時間以上、2等：3時間以上) ※1日目に二等の講座を行い、2日目に一等の講座を行う想定

JUIDA提供内容詳細ご説明④講師養成(実技) (2/2) **【取扱注意】**

今年度中に各スクール最低1名は育成し、来年度中に全員の育成を目指す。

項目	説明
対象講師	JUIDA傘下スクールに所属する全講師
会場	<ul style="list-style-type: none">● 会場：JUIDA認定スクール、又はJUIDA飛行場 地域：東北、関東、中部、関西、九州の5ブロックを想定● 基準：登録講習機関（屋外施設）の基準充足、 機材貸出可否（JUIDA飛行場の場合は機材持込） （※認定スクールはアクセスや設備を総合的に考慮しご相談）
受講目標	<ul style="list-style-type: none">● 令和4年 10～11月<ul style="list-style-type: none">➢ 講習実施回数：全国で20回程度（地域ごとの開催回数は検討中）➢ 受講者数上限/回：15名➢ 各JUIDA認定スクールから講師を1名ずつが受講可能（対象養成講師数：約300名）● 令和4年 12月～<ul style="list-style-type: none">➢ 講座受講を希望する講師が受講できる体制構築をしていく

制度開始までに航空局HP掲載出来ないスクールの対応【取扱注意】

JUIDAの強みを活かし講師要件に関する救済措置の独自提供を検討している。

JUIDAがスクールに提供する内容（案）

講師要件としてHP掲載講習団体での講師経験が必要

講師要件としてHP掲載講習団体での講師経験が必要とされ、以下の要件を満たさないスクールは12月からの開校実施が不可能となる。

- ・ 一等：HP掲載講習団体等で1年以上の講師経験直近2年間で1年以上の講師の経験があり、直近2年間で1年以上の飛行経験かつ100時間以上の飛行実績を有する。
- ・ 二等：HP掲載講習団体等で6か月以上の講師経験があり、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有する。

JUIDAより要件を満たす講師の紹介を行う

日本最大級の管理団体であるJUIDAの強みを活かし、HP掲載講習団体の基準を満たす講師の紹介を行い、要件を満たさないスクールの登録講習機関申請を可能とする。

実施方法としては以下を検討

- ・ 認定スクールからの講師紹介依頼をJUIDAにて受付
- ・ 要件を満たす講師をJUIDAにてご紹介。申請時に必要な情報の提供。
- ・ 登録講習機関申請において、上記講師情報を記載。

※このスキームが実現可能か航空局に確認中である。

JUIDA提供内容詳細ご説明⑤ひな型提供⑥管理者養成【取扱注意】

以下のひな型と管理者養成講座を提供する。

項目	説明
ひな型提供	規定類のひな型（届け出関係で必要な書類）をJUIDAから提供する。
管理者養成	<ul style="list-style-type: none">● 実施方法はウェビナー、時期は11月からを想定。● 「登録講習機関の教育の内容に基準等を定める告示」に記載された以下研修基準に則り研修を実施する。<ul style="list-style-type: none">・登録講習機関の運営の方針に関する事項<ul style="list-style-type: none">①基本的な方針に関する事項②関係法令及び無人航空機講習事務規程その他の無人航空機講習事務の実施基準の遵守に関する事項③取組に関する事項・無人航空機講習事務の実施及びその管理の体制に関する事項<ul style="list-style-type: none">①組織体制に関する事項②経営の責任者による無人航空機講習事務に係る責務に関する事③登録講習機関管理者の権限及び責務に関する事項・無人航空機講習事務の実施及びその管理の方法に関する事項<ul style="list-style-type: none">①情報の伝達及び共有に関する事項②無人航空機講習における事故等の防止対策の検討及び実施に関③無人航空機講習において事故等が発生した場合の対応に関する事項④内部監査及び外部監査その他の無人航空機講習事務の実施及びその管理の状況の確認に関する事項⑤講師及び修了審査員の研修に関する事項⑥無人航空機講習に係る文書の整備及び管理に関する事項⑦無人航空機講習事務の実施及びその管理の改善に関する事項

JUIDAの国家ライセンスサポートを受けるかは各スクールの判断によるが、JUIDA認定スクールの場合、登録までのサポートは無料である。

JUIDAサポート概要

登録まで

〈無料〉

- 4月説明会
- 8月第1回説明会
- 8月第2回説明会（本日）
登録手続きサポートセミナー

登録後

〈無料〉

- 監査（初年度）
- システム（初年度）

〈有料〉

- テキストの販売
- 講師養成講座（実技／座学）
- 管理者養成講座（座学）
- システム（次年度以降）
- 監査
→スケジュールは追ってお知らせ
- 登録講習機関の運営に関するひな型提供

要点

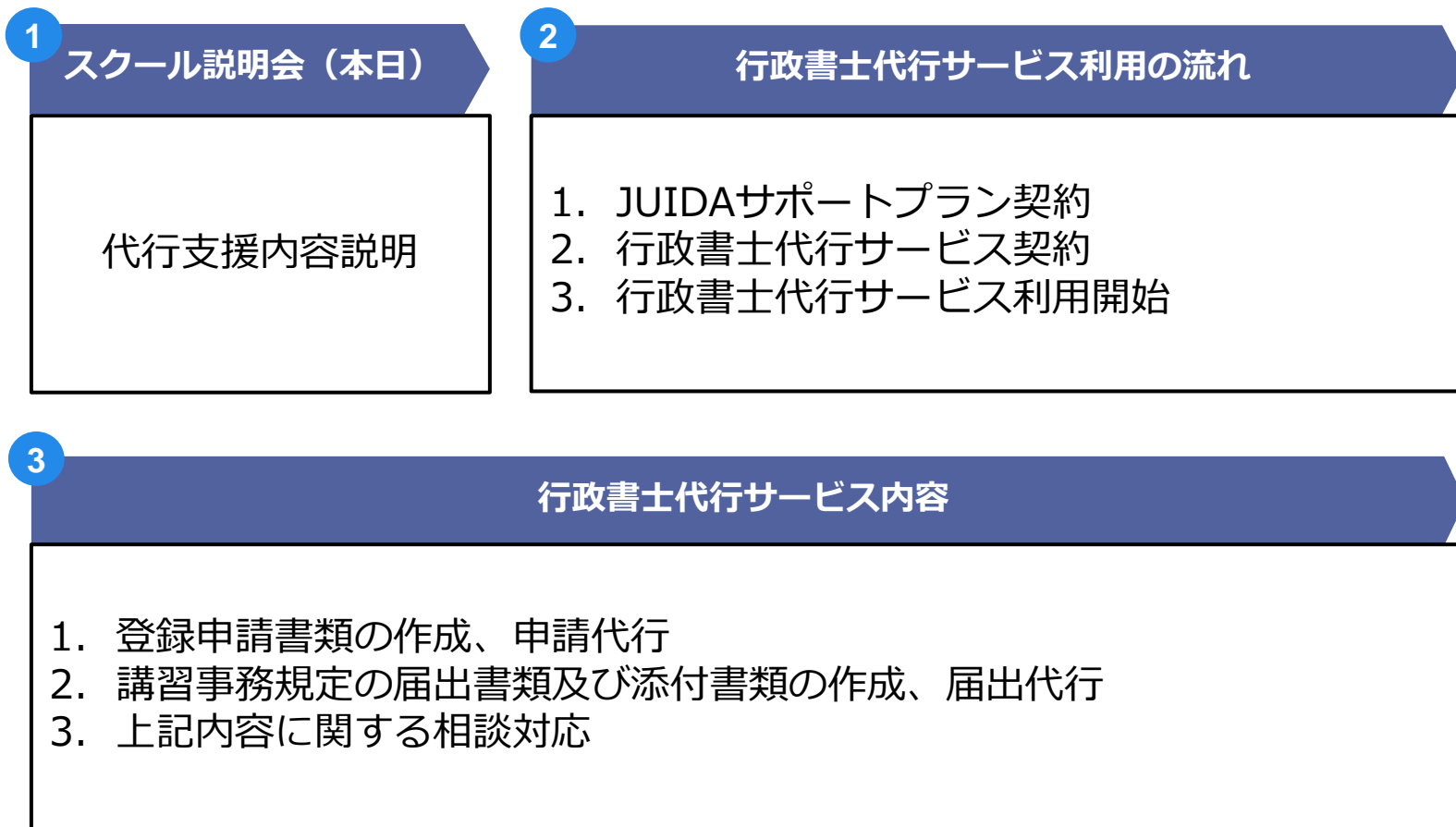
1. JUIDAのサポートを受けるかどうかは選択できる。サポートを受けずとも登録の申請は可能。
2. ただし、必要な手続き・準備は多岐に渡り、テキストの執筆や制度理解など、各分野の専門的知識が必要となる。
3. 登録申請に関する基本的な説明は4月の説明会でお示したとおり無料で対応。
4. また登録後も監査とシステムは初年度無料
5. 契約後は次年度以降年間利用料が生じる

JUIDAから提供するサービス一覧と各サービスの価格【取極注意】

	サービスの名称	サービス概要	提供価格(円・税込)
年間 利用 料	■年間利用料	以下、監査・ひな型提供・システム・Q&A回答を年間を通じて提供。	39.6万円/年 (2022年度は無料)
	監査	登録講習機関に対し監査を毎年度実施し、3年に一度往査を行う。	
	ひな型提供	各スクールへ規定類のひな型(届け出関係に必要な書類)を提供する。	
	システム	国家ライセンスに対応したシステムを提供する。	
	Q&A回答	スクールからの質問事項に対しQ&Aを提供。	
スポ ット 利用 料	1.テキスト販売(座学・実技)	各スクールへ座学のテキスト販売を行う。	2.2万円/1セット(卸売)
	4-1.講師養成(座学)	各スクールへ座学の講師養成講座を行う。	11万円/1人
	4-2.講師養成(実技)	各スクールへ実技の講師養成講座を行う。	
	6.管理者養成	各スクールへ管理者養成講座を行う。	(仮) 2.2万円/1人
	7.行政書士手続代行	行政書士が登録および届出手続きを代行する。	2等のみ 38.5万円 1等・2等両方60.5万円 (※)

※JUIDA傘下のスクール以外の行政書士手続代行(ジーテック(黒沢氏))の正規料金は2等のみ60万円、1等込み120万要する。
また拠点が増えるごとに5万5千円が別途必要。登録免許税は別途必要(1等・2等いずれもそれぞれ9万円)。

黒沢行政書士による代行サービス利用の流れと内容は以下になる。





Appendix

告示別表について 別表第一 1.学科講習 (1/2) 【取扱注意】

別表第一必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準について

必要履修科目	履修方法	時間数			
		初学者向け講習		経験者向け講習	
		一等	二等	一等	二等
<p>1 無人航空機操縦者の心構え</p> <p>2 無人航空機に関する規則</p> <p>一 航空法全般</p> <p>二 航空法以外の法令等</p> <p>イ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（小型無人機等飛行禁止法）</p> <p>ロ 電波法</p> <p>ハ その他の法令等</p> <p>ニ 飛行自粛要請空域</p> <p>3 無人航空機のシステム</p> <p>一 無人航空機の機体の特徴（種類及び飛行の方法）</p> <p>二 飛行原理と飛行性能</p> <p>三 機体の構成</p> <p>四 機体以外の要素技術</p> <p>五 機体の整備・点検・保管・交換・廃棄</p>	講義又は演習	合計 18時間 以上	合計 10時間 以上	合計 9時間 以上	合計 4時間以上

告示別表について 別表第一 1.学科講習 (2/2) 【取扱注意】

必要履修科目	履修方法	時間数			
		初学者向け講習		経験者向け講習	
		一等	二等	一等	二等
<p>4 無人航空機の操縦者及び運航体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 操縦者の行動規範及び遵守事項 二 操縦者に求められる操縦知識 三 操縦者のパフォーマンス 四 安全な運航のための意思決定体制（CRM（Crew Resource Management）等の理解） <p>5 運航上のリスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 運航リスクの評価及び最適な運航計画の立案の基礎 二 気象の基礎知識及び気象情報に基づいたリスク評価並びに運航計画の立案 三 機体の種類に応じた運航リスクの評価及び最適な運航計画の立案 四 飛行の方法に応じた運航リスクの評価及び最適な運航計画の立案 	講義又は演習	合計 18時間 以上	合計 10時間 以上	合計 9時間 以上	合計 4時間以上

告示別表について 別表第一 2.実地講習 (1/5) 【取扱注意】

必要履修科目 ※1 ※2 ※3	履修方法	時間数															
		初学者向け講習								経験者向け講習							
		一等				二等				一等				二等			
		基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)
		50時間以上(※4)	7時間以上(※5)	1時間以上	2時間以上(※6)	10時間以上	2時間以上	1時間以上	2時間以上	10時間以上(※7)	5時間以上(※8)	1時間以上	1時間以上	2時間以上	1時間以上	1時間以上	1時間以上
1.飛行計画、リスク評価結果及び飛行環境	講義又は演習	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	取

告示別表について 別表第一 2. 実地講習 (2/5) 【取扱注意】

必要履修 科目 ※1 ※2 ※3	履修 方法	時間数															
		初学者向け講習							経験者向け講習								
		一等				二等			一等				二等				
		基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)		
2. 運航体制、手順、役割分担等の管理の確認	講義 又は 演習	要	要	要	要	※9)	要	要	要	要	要	要	要	※9)	要	要	要
3. 機体の状況、操縦モードバッテリーの確認	講義、 演習 又は 実習	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要

告示別表について 別表第一 2. 実地講習 (3/5) 【取扱注意】

必要履修 科目 ※1 ※2 ※3	履修 方法	時間数															
		初学者向け講習								経験者向け講習							
		一等				二等				一等				二等			
		基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)
4. フェールセーフ機能の適切な設定、飛行経路の設定、自動飛行の設定	講義、演習又は実習	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
5. 基本操縦(手動)	実習	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
6. 基本操縦(自動)	実習		要			要				要				要			

告示別表について 別表第一 2.実地講習 (4/5) 【取扱注意】

必要履修 科目 ※1 ※2 ※3	履修 方法	時間数														
		初学者向け講習							経験者向け講習							
		一等				二等			一等				二等			
		基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未滿)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未滿)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未滿)
7.基本操縦以外の機体操作	実習	要	要	要	要		要			要	要	要	要	要		
8.様々な運航形態への対応	実習	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要
9.安全に関わる操作	実習	要				要				要			要			
10.緊急時の対応	講義、演習又は実習	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要

告示別表について 別表第一 2. 実地講習 (5/5) 【取扱注意】

必要履修科目 ※1 ※2 ※3	履修方法	時間数														
		初学者向け講習							経験者向け講習							
		一等				二等			一等				二等			
		基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	基本(限定変更なし)	限定変更(目視内)	限定変更(昼間飛行)	限定変更(最大離陸重量25kg未満)	
11. 飛行後の記録、報告	講義又は演習	要					要						要			

備考

- (※1) 修了審査の時間は講習時間に含めない。
- (※2) 点検作業の時間は講習時間に含めることができる。
- (※3) シミュレーターでの講習については、履修科目ごとの最低時間数の四割を上限として講習時間に含めることができる。
- (※4) 二等相当の十時間を含む。
- (※5) 二等相当の二時間を含む。
- (※6) 二等相当の一時間を含む。
- (※7) 二等相当の二時間を含む。
- (※8) 二等相当の一時間を含む。
- (※9) 飛行機型、ヘリコプター型は「要」とする。

別表第一必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準について

施設及び設備	基準
1.実習空域（実地講習において用いるものに限る。）	<p>(イ)実地講習に係る必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができるものであること。</p> <p>(ロ)原則として占有することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。</p>
2.実習空域（修了審査において用いるものに限る。）	<p>修了審査においてマルチローターを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ)修了審査を適切かつ安全に行うことができるものであること。</p> <p>(ロ)原則として占有することができるもの（借り受けているものを含む。）であること。</p> <p>(ハ)無人航空機講習の修了審査を行う場合に占有する空域は、次に掲げる修了審査に応じ、それぞれ次に定める大きさ以上とすること。なお、無人航空機操縦者技能証明の資格の区分によらず、共通した基準とする。</p> <p>(1)最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をする修了審査縦十三メートル、横二十一メートル、高度五メートルの空域</p> <p>(2)その他の最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をしない修了審査縦三十二メートル、横三十五メートル、高度十メートルの空域</p> <p>(ニ)占有する空域に加え、修了審査において操縦を行う者が、無人航空機に対して、水平距離で飛行高度と同じ距離以上離れ、無人航空機を目視しながら操縦できる空間を確保すること。</p>

施設及び設備	基準
<p>3.実習用無人航空機（実地講習において用いるものに限る。）</p>	<p>実地講習に係る必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができるものであること。</p>
<p>4.修了審査においてマルチローターを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>マルチローターの種類についての限定をする場合における修了審査において用いる無人航空機の基準は、次の各号に掲げる項目に応じ当該各号に定める基準に適合するものであること。（※1）</p> <p>(イ)実地講習に係る必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができるものであること。</p> <p>(ロ)無人航空機の無線操縦用の送信機（以下「送信機」という。）との組合せ次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること。</p> <p>(2)モード1やモード2等の操縦モードを容易に変更可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること。</p> <p>(3)二つの操作棒で前進と後進、上昇と下降、左右移動、左右旋回が可能な送信機により、無人航空機の操作が可能であること。</p> <p>(ハ)無人航空機の大きさロータープロペラを展開させて飛行させる状態とした場合に、対角上のロータープロペラ同士を中心点を結んだ線の長さが、二百ミリメートル以上であること。</p>

施設及び設備	基準
<p>4. 修了審査においてマルチローターを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>(二) 飛行性能次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 風速毎秒五メートルでも飛行可能であること。ただし、屋内など風の影響を受けない場合を除く。</p> <p>(2) 修了審査を行う環境において、最低十分以上の飛行が可能であること。</p> <p>(ホ) 無人航空機の制御次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 姿勢安定機能により、無人航空機の姿勢が安定して保たれること。</p> <p>(2) 位置安定機能により、無人航空機の水平方向及び垂直方向の位置が安定して保たれること。</p> <p>(3) 位置安定機能による水平方向の位置の安定を、送信機で解除可能であり、位置安定機能なしに飛行可能であること。</p> <p>(ハ) 安全の確保次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 無人航空機と組み合わせる送信機の機能により、修了審査を受ける受講者が操縦する間においても、当該修了審査を行う審査員が、受講者の保持する送信機とは異なる送信機を用いて、受講者に代わり操縦を行うこと（以下「オーバーライド」という。）ができること。ただし、当該受講者、審査員及びこれらを補助する者並びに修了審査を行う空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 無人航空機の製造会社が求める適切な整備が適切な期間で施されており、機体仕様通りに飛行できる状態であること。</p> <p>(3) プロペラガードを装着できること。ただし、ネット又はアクリル板等により、修了審査を受ける受講者及び当該修了審査を行う修了審査員を、飛行中の無人航空機から保護することができる場合を除く。</p>

施設及び設備	基準
<p>4. 修了審査においてマルチローターを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>(ト) その他次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 夜間でも下方より無人航空機の前後左右を識別することができる灯火を有すること。ただし、法第百三十二条の八十六第二項第一号の飛行方法についての限定をする場合を除く。 (2) 無人航空機にカメラを搭載しており、修了審査を受ける受講者及び当該修了審査を行う審査員が、カメラで撮影した画像から無人航空機の周辺及び地上の状況を確認できること。ただし、法第百三十二条の八十六第二項第二号に規定する飛行の法についての限定をする場合を除く。 (3) 最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定を伴わない修了審査の場合は、最大離陸重量二十五キログラム以上の無人航空機であること。</p>
<p>5. 送信機</p>	<p>操縦のオーバーライドを行う場合を含め十分な数を保持していること。(※2)</p>
<p>6. トレーニングケーブル</p>	<p>トレーニングケーブル装着にて操縦のオーバーライドを行うために十分な数を保持していること。(※2)</p>
<p>7. 予備バッテリー又は燃料</p>	<p>必要なバッテリー又は燃料を保持していること。</p>

施設及び設備	基準
8.バッテリーチャージャー又は燃料補給機材	バッテリーの充電又は燃料の補給に必要な数を保持していること。
9.パイロン、旗及びテープ等	無人航空機を飛行させる区間等を明示させることができる備品であること。
10.時間測定器	時間を測定できる機器であること。
11.風速計	無人航空機を飛行させる際の風速を測定できる機器であること。
12.無人航空機の基準に適合した予備部品(終了審査に用いるものに限る。)	必要な数の予備の無人航空機及びプロペラ等の当該無人航空機の予備部品を保持していること。
13.照明機器	昼間の飛行の方法について限定をしない場合に、離着陸場を照らすことができる機器であること。

施設及び設備	基準
14.発電機	電気を発生させ、これを必要な施設及び設備に供給することができる機器であること。ただし、実地講習用又は修了審査用の空域周辺に電源がない場合に限る。
15.ヘリパッド	修了審査において指定された大きさであること。ただし、地上への描写等その他の手段により、指定された大きさの離発着する領域を自作することを認める場合を除く。
16.保護具	無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な数のヘルメット、ゴーグル及びサングラス等を保持していること。
17.実地講習に必要な書籍その他の教材	実地講習に必要な書籍その他の教材について、別表第一第二号に掲げる必要履修科目についての実地講習を行うに当たって適した内容であること。

備考

- (※1) 1 身体の障害のある者について修了審査を行う場合において、登録講習機関が提供した無人航空機によっては修了審査を行うことが困難であるときは、登録講習機関が提供した無人航空機以外の無人航空機を使用することができる。
- 2 無人航空機の種類によっては基準に適合する数が極めて少ないなど、特別の事情があり、かつ、技能の審査に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 3 一つの無人航空機では、第一号及び第四号に掲げる基準に適合することが困難な場合にあっては、複数の無人航空機の組み合わせにより当該基準に適合させることも可能。
- (※2) 受講者、講師、修了審査を行う審査員及びこれらを補助する者並びに実地講習及び修了審査を行う実習空域周辺の安全を確保できる場合は、この限りでない。

オンライン講習について

項目	実施基準
1.講習内容	<p>イ別表第一第一号に定める必要履修科目の範囲を満たす講習内容であること。 ロ少なくとも講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものであること。</p>
2.講習時間数(教材の閲覧及び視聴等)	<p>受講者が受講した事実並びに教材の閲覧及び視聴等による講習時間が別表第一第一号に定める必要履修科目の講習時間数以上であることを、次に掲げる方法により確認すること。 イ受講者を一箇所に集合させず、ビデオ会議ツール等を用い、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法 ロ使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパーソナルコンピュータの操作記録等に基づき受講状況を確認する方法 ハイ及びロのほか、講習時間について合理的に証明することができる方法</p>
3.講師の条件	<p>次に掲げる要件を満たすこと。 イ前号下欄イに定める方法による講習を行う講師については講師要件を満たすこと。 ロ前号下欄ロに定める方法において使用されている映像教材又はウェブサイト動画等の作成責任者又は監修する者は講師要件を満たすこと。</p>
4.質疑応答	<p>受講者からの質問を受け、回答できる体制を整えること。</p>
5.人数	<p>第二号下欄イに定める方法による講習を同時に受ける受講者の数は、おおむね百人以下であること。</p>

登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準について

内容		
登録講習機関の 運営の方針に関する事項	無人航空機講習事務の実施 及びその管理の体制に関する事項	無人航空機講習事務の実施 及びその管理の方法に関する事項
<ol style="list-style-type: none">1. 基本的な方針に関する事項2. 関係法令及び無人航空機講習事務規程その他の無人航空機講習事務の実施基準の遵守に関する事項3. 取組に関する事項	<ol style="list-style-type: none">1. 組織体制に関する事項2. 経営の責任者による無人航空機講習事務に係る責務に関する事項3. 登録講習機関管理者の権限及び責務に関する事項	<ol style="list-style-type: none">1. 情報の伝達及び共有に関する事項2. 無人航空機講習における事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項3. 無人航空機講習において事故等が発生した場合の対応に関する事項4. 内部監査及び外部監査その他の無人航空機講習事務の実施及びその管理の状況の確認に関する事項5. 講師及び修了審査員の研修に関する事項6. 無人航空機講習に係る文書の整備及び管理に関する事項7. 無人航空機講習事務の実施及びその管理の改善に関する事項

講師に対する研修の内容及び方法の基準について

研修科目	履修方法	時間数	
		一等	二等
1.講師のサービス及び心得	講義又は演習	合計14時間以上	合計10時間以上
2.無人航空機に関する一般知識	講義又は演習		
3.講習の指導方法(学科)	講義又は演習		
4.修了審査要領(学科)	講義又は演習		
5.講習の指導方法(実地)	講義又は演習及び 実地講習		
6.修了審査要領(実地)	指定試験機関の実 施方法に従う		

【取扱注意】



登録講習機関申請に係る JUIDAサポートプランに関する詳細について

2022年8月23日(火)

8月24日(水)

ご参加ありがとうございました。

一般社団法人 日本 UAS 産業振興協議会

